

おんが

発行所 遠賀町役場
 編集発行 遠賀町庶務課
 印刷所 冷牟田印刷合資会社

歩行者の事故絶滅を

十月十一日から 秋の交通安全県民運動

十月十一日から十月二十日までの十日間に秋の交通安全県民運動が行なわれます。この運動は人命尊重の見地から特に歩行者の交通事故の絶滅を主目標として展開されるものです。



歩行者の事故は殆んど本人の不注意から

歩行者の交通事故を絶滅するにはひとり歩行者のみの注意でも足りず、車輛を運転する運転者のみの注意でもその目的を達成することは出来ません。歩行者、運転者、子どもの監護に当たる人々などすべての人が一体となって注意しあってこそその目的を達成し得る。

昭和四十二年度中に福岡県下で発生した歩行者に関する交通事故を招いた行動の殆んどが、とび出し、車の直前直後の横断、酩酊はいかい、横断歩道外横断、幼児の一人歩き、斜め横断などであり、歩行者自身又は保護者の細心の注意さえあれば防ぎ得る事故のみです。

ことも安全第一に

家庭においても常に交通安全のしつけに力を注ぎましょう。現在の交通事情のもとでは子供の知識だけでは事故は防げません。ことも知識と行動力が伴わないため思わぬ事故を引き起こすことがあります。口で話すよりも、いっしょに道路に出て手をあげて横断歩道を渡ったり曲りかどでは急にとび出さずに左右をよく見てまがるような交通ルールを常に実際に教えることで身につけさせましょう。

教育委員会委員の任命

にこころ

去る十月四日をもって任期満了の坂田亀次郎氏、吉永定孝氏の後任教育委員は九月二十八日町長から坂田亀次郎氏（前教育長）及び松井義巳氏の選任について、町議会に同意が求められたところ、町議会もこれに同意したため坂田、松井両氏が遠賀町教育委員に任命されました。引き続き九月三十日に新教育長を互選した結果坂田委員が教育長に選任されました。

水稲麦無事もどし金について

昭和四十、四十一、四十二年産水稲麦で三カ年間無事故者に対して無事もどしを行なう。

水稲無事もどし金 一九四、八四五円
 対象者 五二四名
 無事もどし金 一〇、七四六円
 対象者 三四名

議会だより

① 遠賀町非常勤消防団員等に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

永年勤続された消防団員の退職報償金が約一万円増額されました。

② 遠賀町消防費じゅつ金条例制定

災害に際しその職務を遂行するにあたって傷害をうけ、そのた

め死亡し又は廢疾となった団員に対して他の法令条例によって補償を行なう外、賞じゅつ金又は見舞金が支給されるようになりました。

殉職者賞じゅつ金 七十五万円から二百万円
 障害者賞じゅつ金 二十万円から百五十万円
 傷害者見舞金 三千円から五万円

町民の動き

8月	2,219世帯
男	4,369人
女	4,744人
計	9,113人
9月	異動
	-2主帯
男	-4人
女	-2人
計	-6人
9月	末
	2,217世帯
男	4,365人
女	4,742人
計	9,107人

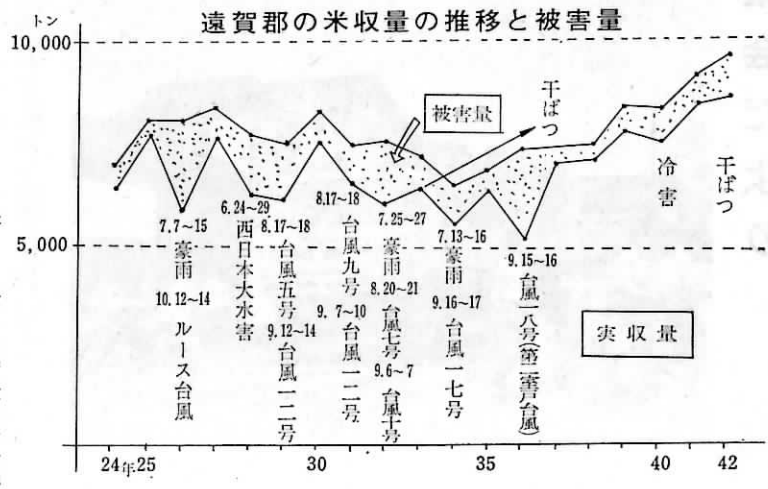
米収量の推移と被害の変化

土地を生産の第一条件にする農作物には、日照・雨量と自然環境の影響は大きく災害・病虫害等の被害はつきものである。

遠賀郡の昭和四二年水稲の収量は八、九〇〇トンに達し、ウルトラ級の豊作の年である被害量の合計は七六〇トンと

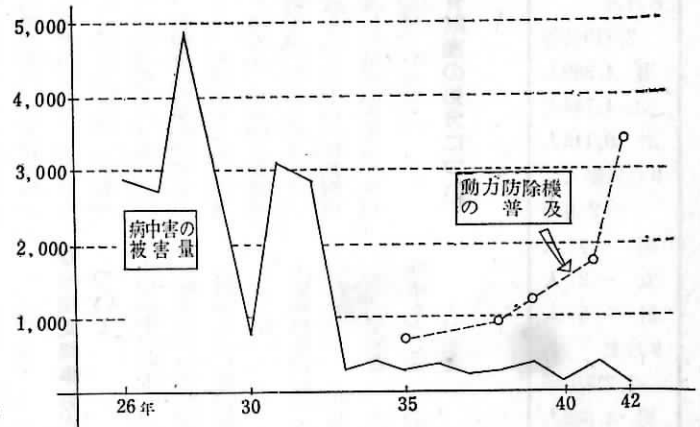
なっており、これを金額に換算すると九、六〇〇万円をはるかに越します

本年稲作も史上二位の豊作と言われているとき、遠賀郡の米収量と被害量の推移について第一図で調べてみました。



「イモチ病」予防のため、N質肥料の施肥量をひかえ、「二化・三化メイ虫」被害を回避するため栽培期間をおそくしたり、又「ウンカ」の発生は農家の大きな脅威でしたが、農業の進歩開発と品種改良で施肥法の改善や早期栽培も出

遠賀郡の病虫害被害量の推移と動力防除機の普及



証拠の一つであり、又「二化メイ虫・ウンカ・ダニ類」など農業害虫に薬剤抵抗性の害虫があらわれ

農林省福岡統計調査事務所
北九州豊前地区統計調整官
金子彦二

交通安全標語募集

募集種目 標語

- (1) 一般の部
- (2) 小・中学生の部

応募規定

- (1) 応募者は福岡県内在住者に限り
- (2) 作品は未発表のものに限り

ります。 (3) 応募者はかならず郵便はがきで応募し、はがき一枚に一標語とします。 なお応募数は一人はがき三枚以内とします。

- (4) 応募者はかならず住所、氏名、年令、職業を、学童は学校名及び学年(及び組)氏名を明記してください。
- (5) 高校生以上は一般の部とします。

福岡県民運動本部

交通安全をなくす
福岡県民運動本部
福岡市天神一丁目一番地
福岡県総務部交通安全対策室内
郵便番号810

確立

- (3) こどもの交通安全と幼児に対する保護者の義務

原稿締切期限
昭和四十三年十月二十日(日)まで(二十日の消印は有効)

原稿の送り先

過去年度の被害状況では、二三年から三六年のおよそ一〇年間は被害変化の波は大きく起伏し、とくに二八年の西日本大水害で遠賀町の水害など気象災害の影響が水稲の作柄を左右しています。

こうした気象被害の波は二六年を起点にして隔年おき二年連続の発生になって、三七年以降は殆んど順調な天候に幸いされ目立たない被害状況となっています。

気象災害に次ぐ病虫害は人為的に防除出来る被害で、第二図で調べて見ました。

昔からの稲作で最も恐るべき

来るようになり、特に動力防除機の普及と病虫害は反比例して三三年頃から病虫害防除の偉力効果を發揮していることがわかります。しかし、このような画期的な効果をもたらした農業にも問題が生じ、以前の薬剤にくらべ毒力が著しく強く大部分の病虫害のほかに、農作物に重要な天敵その他のいろいろの動物まで殺してしまい、一方において農業を使用する人間の健康を害するだけでなく生命の危険をも招き植物にも葉害をひき起しやすくなっています。

これを防ぐため現在撲滅性毒性の農業が要求されているのもその

課題

- (1) 安全運転の励行
- (2) 歩行者の正しい交通ルールの

入賞区分および賞金等

	一般の部		小中学生の部	
	名	賞金	名	賞品
1等	1名	3,000円	1名	学用品
2等	2名	2,000円	2名	〃
3等	3名	1,000円	3名	〃
佳作	10名	記念品	10名	〃

公正証書と

公証人及び遺言

公正証書とは、公証人が法律で定められた方式にしたがって作る証書です。この証書は、金銭債務については裁判官が作る裁判書と殆んどおなじ強制執行力を持つもので、一種の公文書です。

この公正証書は、参拾年間公証役場に嚴重に保管され、本人以外は絶対秘密に取扱われます。

このように権力ある公正証書を作る公証人は、長い間裁判官、検察官、弁護士などをやった人、又はこれに準ずる学識経験を有し、法律に明るい人の中から法務大臣が任命した人々で、一種の公務員です。

公証制度は先進国では皆実施しています。日本でも公証人法の前提をなす諸規則を明治二十二年九月一日から学施していますが、従来日本人は約束書を書面にして取って置くことを好まず、公正証書を利用するのは特定の人々に限られ、一般に活用されていませんでした。ところが最近、社会生活が複雑化し、道義精神が廢頹するにつれ、権利義務の保全方法として公正証書を活用する人が段々多くなってきました。

特に契約の実行が長期に渉る約束ごとには、後日の紛争をなくし、約束の実現を確保するため、約束事項を公正証書として認めて置くようになりました。

かような公正証書を作って貰うには、本人が公証役場（北九州市八幡区中央町にあります）に行つて契約内容を話し固で定めた手数料を払えばすぐ作って貰えます。

私が特に一般的にお勧めしたいのは、遺言です。遺言を公正証書にして認めておくことであります。

遺言は法律上有効となるには、いろいろ方式が定められていて、その方式と間違つたものは法律上無効となります。この点公正証書

による遺言は、公証人が直接本人のいうことを聞いて書くのですから問題なく簡単で、しかも秘密も保たれますから一番よい方法と思ひます。

新民法では、本人死亡の時の遺産は妻が三分の一、子どもが残り三分の二を何人いても平等に相続すると定めて居ります。即ち、長男、次男、長女、次女の別なく、他家に嫁した者も、養子に行つた者も、別居している者も、母親又は父親を異にしていても、苗字が異なつても親子であれば皆平等に遺産の分配を受ける権利があるのです。子どものないときは更に別な規定があつて、遺産を纏る色々の問題が起る恐れが多いので

そこで最近では元氣なうちに役場にきて公正証書による遺言をする人が多くなりました。役場に来られないときは公証人が出張して遺言公正証書を作ることもできます。公正証書による遺言は、成年の証人二人あればすぐできます。

又、自分の意のままに前の遺言を訂正することもできますので、早く作つていても、決して差支えありません。

手数料は、一般の公正証書作成手数料とおなじで次のとおりです。法律行為の目的価額（契約額又は遺産額）手数料

二十万円迄 六百元
五十万円迄 九百元
百万円迄 千二百円
五百万円迄 二千四百円
千万円迄 三千五百円
五千万円迄 七千五百円

一億円迄 一万二千五百円
詳細は公証役場で聞いて下さい。相談は無料です。

日本公証人会副会長
九州公証人会会長
植原義男

少年の非行防止

夏休み中、学校生活から解放された気のゆるみから、毎年学期始めになると少年の非行や事故が目立つて多くなります。

非行や不良化のコースをとる少年は、よく観察してみると態度や、ことば使い、持ち物などいままでも違った変化が必ず見受けられます。

そこで父兄はもちろん、学校など地域ぐるみで目をくばり、できるだけ早く非行の芽をつみとる必要があります。

(1) 家庭では、次の点に注意してください

ア 夜間の外出
何かと口実を設けて家をあける機会が多くなるが、特に夜間の外出には、できるだけ理由をはっきりさせるとともに約束した帰宅時間を励行させる。

イ 友だち関係
悪い友だちとの交際はその影響がきわめて大きい。どんな友だちと交際しているかについてときどき話し合い正しい指導や助言をする。

ウ 反抗的な態度と服装への強い関心
不良じみてくると、父兄の注意にふてくされたり、反抗的態度をとったり、また服装や身のまわりなどを気にするようになる。

山手線舗装事業着手

昭和四十三年度防衛施設周辺民生安定施設整備事業の一環として下記の事業を昭和四十二年度引続き施行いたしますので、工事中は皆様に大変ご迷惑をおかけいたしますと思ひますがよろしくお願ひ申し上げます。

記

一、事業名 芦屋対地射撃場周辺道路山手線舗装事業
二、工事力所 遠賀郡遠賀町大字

る。
こうしたきざしが見えたら不良グループ又は異性との交遊があったものとして早く対策に講じる。

エ 飲酒、喫煙
未成年者の飲酒、喫煙は、非行へのきっかけとなるので、つねにポケットの中などを確認して早く発見する。

オ 金づかい
金づかいが荒くなるのも要注意、親が与えているこづかい銭とこどもの遊びとの、バランスが欠けていないか注意する。

(2) 地域住民の方々は、次の点に注意してください
イ 地域では健全な環境づくりに心がけること。

イ こともの非行を、みかけたときは、まわりのおとなが、ひとこと注意して地域ぐるみでこどもを非行から守る。

ウ 少年が被害をうけたり、あるいは指導することが必要であるときは、すぐ警察（少年係）へ相談する。

。今日もまた
わが子にくはる目と心。
伸びる芽に
よい友よい家よい社会。

鬼津、屋崎地内

三、工種 アスファルトコンクリート舗装

四、工事長 一、一五〇mm

鬼津（昭和四十二年度終点）から尾崎（西鉄蟹喰バス停まで）

五、舗装巾員 五、五m

六、舗装面積 六、六七三㎡

七、工期
自 昭和四十三年十月九日
至 昭和四十四年三月三十一日
八、道路交通規制 片側通行止

町県民税第三期分

納期限 十月二十五日

納期限内に納めましょう

生ワクチン投与実施

十月十七日
午後一時～二時
受付 町公民館
但し生活保護家庭の乳児は無料
必ず受付にて受給権カードを
提示して下さい。

場所 町公民館
該当者 生後三月月から一才未満
の者でまだ一回も投与をうけて
いない者および一回だけ投与を
うけた者。
投与をうけてはいけい者
熱および下痢をしている者
病後衰弱の激しい者
※母子手帳を持参して下さい。

少量危険物取扱者の

講習会の開催について

少量危険物取扱者の講習会を次
のとおり実施しますので該当者は
もれなく受講されますようお知ら
せします。

十六日(土)午前九時三
十分～十四時三十分

3 講習会場 水巻町々民会館

4 対象者 次表の少量危険物を貯
蔵又は取扱っている方は

1 主催 遠賀、中間地区危険物安
全協会

記

2 講習日時 昭和四十三年十月二

定により受講の対象にな
ります

危険物の品名	少量危険物取扱数量
第一石油類 (ガソリン等)	二〇〇以上一〇〇〇未満
第二石油類 (灯油、軽油等)	一〇〇〇以上五〇〇〇未満
第三石油類 (重油、潤滑油等)	四〇〇〇以上二、〇〇〇〇未満

5 講習内容

① 火災予防条例(消防法)につ
いて

② 防火スライド映写

③ 消火実験

④ その他

6 受講料 三〇〇円の外テキスト
代を要します。

7 受付 当日会場を受付けします
ので受講者は印鑑を持参
下さい。

8 受講者には受講修了書を交付し
ます。

※詳細については、危険物安全協
会(TEL650901)又は遠

賀町役場庶務課におたずね下さ
い。

遠賀川で

河口湖開発調査

現在遠賀町内で遠賀川の河口湖
開発調査が行なわれています。

この調査は川の水をむだに海へ
流出させないで工業用水などに最
大に利用するため河口をせきと
め、人造湖を作るための河口湖が
建設できるかどうかを検討するた
めに行なわれるものです。

調停相談会実施

① 家庭のいざこざ ② 宅地、建物の問題

③ 貸し借り、売掛のこと ④ その他

日時 十月十二日(土)

午前十時から午後四時まで

場所 遠賀町公民館

インフルエンザ予防接種実施

一回目	二回目	場 所
11月12日	11月19日	島門小学校
11月13日	11月20日	浅木小学校
11月14日	11月21日	遠賀中学校
11月15日	11月22日	役場公民館

※いづれも時間は2時～4時まで
料金(一回分)
生後三月月～一才未満一〇〇円
一才～六才未満 一五〇円
五才～十五才未満二〇〇円
十五才以上 二八〇円

予防接種をうけた日は激しい運動、
飲酒、入浴は控えて下さい。
予防接種の副作用
接種した局所の発赤、疼痛、発
熱、全身倦怠などの起ることが
ありますが2日～3日で治りま
す。

しかし接種後の副作用が強い時
は一応医師に相談して下さい。

昭和四三年度秋季

畜犬登録狂犬病予防注射

例年行なわれています予防注射
を左記のとおり実施しますので畜
犬所有者は洩れなく実施されます
ようお知らせします。(尚不用犬
は役場衛生係まで連れてきて下さ
い。)

記	日時及び場所
〇十月十七日(水)	十時～十二時 (虫生津公民館)
〇十月十八日(金)	十時～十二時(島門小学校) 十三時三〇分～十六時 (浅木小学校)
〇十月十八日(金)	〇十月十八日(金)

行政相談週間

十月十四日～十月二十日

●役所の仕事について不利益処分をうけられた
方又は役所の仕事についてお困まりの方は左
記へ申し出て下さい(無料秘密厳守)

行政相談委員

遠賀町尾崎六九四番地

高崎博 愛

電話八二二一

向この期間外であります遠賀町においては前記調停相談会と
併せて実施しますのでお困まりの方は出来るだけ多く相談され
るようお知らせします。(調停相談会と同日、同場所)